

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長殿

【提出日】

平成23年 6 月 8 日提出

【発行者名】

新光投信株式会社

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 桜嶋 文雄

【本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【事務連絡者氏名】

大澤 団

連絡場所：東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【電話番号】

03 - 3277 - 1818

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係る 高金利通貨ファンド
ファンドの名称】

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金 3兆円を上限とします。
額】

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

第一部 【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

高金利通貨ファンド

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

（イ）追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

（ロ）当初元本は１口当たり１円です。

（ハ）新光投信株式会社（以下「委託者」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

３兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

（イ）発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

なお、当ファンドの基準価額については１万口当たりの価額を発表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した１口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

（ロ）基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時す。）
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のもとなります。

（５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（５％）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

(6) 【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース（「分配金受取コース」）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」）の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

(7) 【申込期間】

平成23年6月9日から平成24年6月8日までです。

なお、申込期間は原則として更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所（販売会社）については、下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

販売会社と販売会社以外の取次販売会社が取次業務に関する契約を結び、当該取次販売会社が申し込みの取次ぎを行う場合があります。

(9) 【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税

等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に、委託者の指定する口座を経由して、中央三井アセット信託銀行株式会社（以下「受託者」といいます。）の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

販売会社と販売会社以外の取次販売会社が取次業務に関する契約を結び、当該取次販売会社が払い込みの取次ぎを行う場合があります。

（11）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

（12）【その他】

（イ）申込証拠金

ありません。

（ロ）日本以外の地域における発行

ありません。

（ハ）振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは追加型投信 / 海外 / 債券に属し、主として世界各国の公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

■ 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■ 分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

■ 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（債券 公債 高格付け）） 資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	年 1 回	グローバル （除く日本）	ファミリーファンド
	年 2 回	日本	
	年 4 回	北米	
	年 6 回（隔月）	欧州	ファンド・オブ・ファンズ
	年12回（毎月）	アジア	
	日々	オセアニア	為替ヘッジ
その他（ ）	その他（ ）	中南米	
		アフリカ	あり （ ）
		中近東（中東）	
		エマージング	なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■ 属性の定義

その他資産 （投資信託証券（債券 公債 高格付け））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に高格付けの債券 公債に投資を行います。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル （除く日本） エマージング	グローバル（除く日本）：目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（除く日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 エマージング：目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（複数の新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）にのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（債券）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの仕組み

■ 当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資すること

により、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



ベビーファンド（当ファンド）で世界各国の公社債などを直接組み入れる場合があります。

b. ファンドの特色

1. 新興国を中心とする世界の高金利通貨建債券に、主としてグローバル高金利通貨マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）を通じて分散投資を行います。

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

新興国を中心とする世界の国の中から、主として地域分散と金利水準の観点により選定した複数の通貨建ての債券に実質的に分散投資を行います。

通貨配分は、北米・中南米、欧州、アジア・オセアニア、中東・アフリカの4地域について、それぞれ25%程度とすることを基本とします。各地域内における通貨配分は、金利水準や金利・為替動向、流動性などを勘案して決定します。

流動性の低下、市場規模の縮小、通貨制度の変更などにより、各地域に対する通貨配分比率を25%程度にできない場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2. 国際機関債や政府機関債、州政府債を中心とする信用力の高い債券に実質的に投資します。

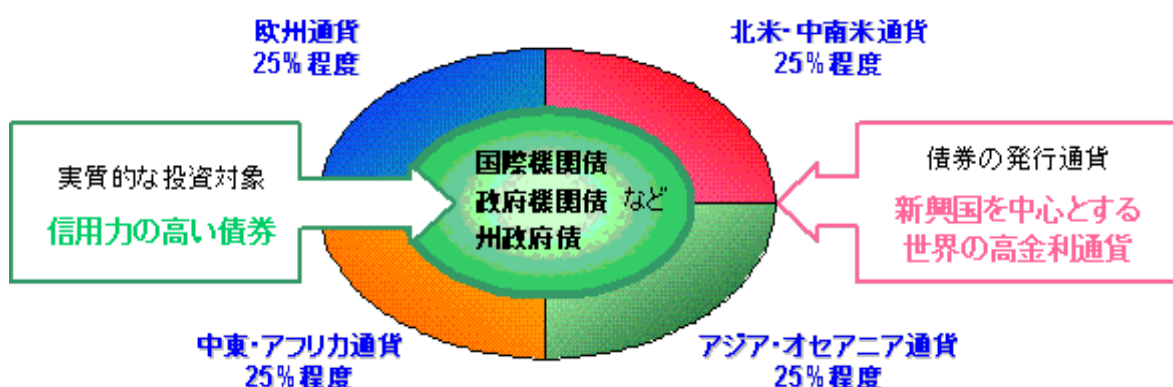
投資する債券は、国際機関債、政府機関債、州政府債を中心とし、A A / A a 2 格以上の信用格付けを付与されているものに限定することで信用リスクの低減を目指します。

取得時において、スタンダード・アンド・プアーズ社またはムーディーズ社のいずれかより当該信用格付けを付与されているものとします。

組入債券の平均残存期間は1～3年程度とし、金利変動リスクの低減を目指します。

債券の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

【投資対象と通貨配分のイメージ図】



国際機関債

主に全世界または特定地域の経済発展のために設立された機関が発行する債券です。複数の先進国が中心となって出資・運営・監督しているため、極めて高い信用力を有しています。

政府機関債

各国の政府関連機関が発行する債券です。中央政府の保証が付与されているものは政府保証債と呼ばれ、その国の中央政府と同等の信用力を有しているものとみなされています。

州政府債

各国の州政府が直接または財務公社などを通じて発行する債券です。

当ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とし、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、
投資信託証券への投資割合	投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
同一銘柄への投資割合	同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

- 原則として、毎月8日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を基礎として安定した分配を行うことを目標に決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

上記にかかる分配金額のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向などを勘案して委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。運用状況により分配金額は変動します。

c．信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成20年2月1日

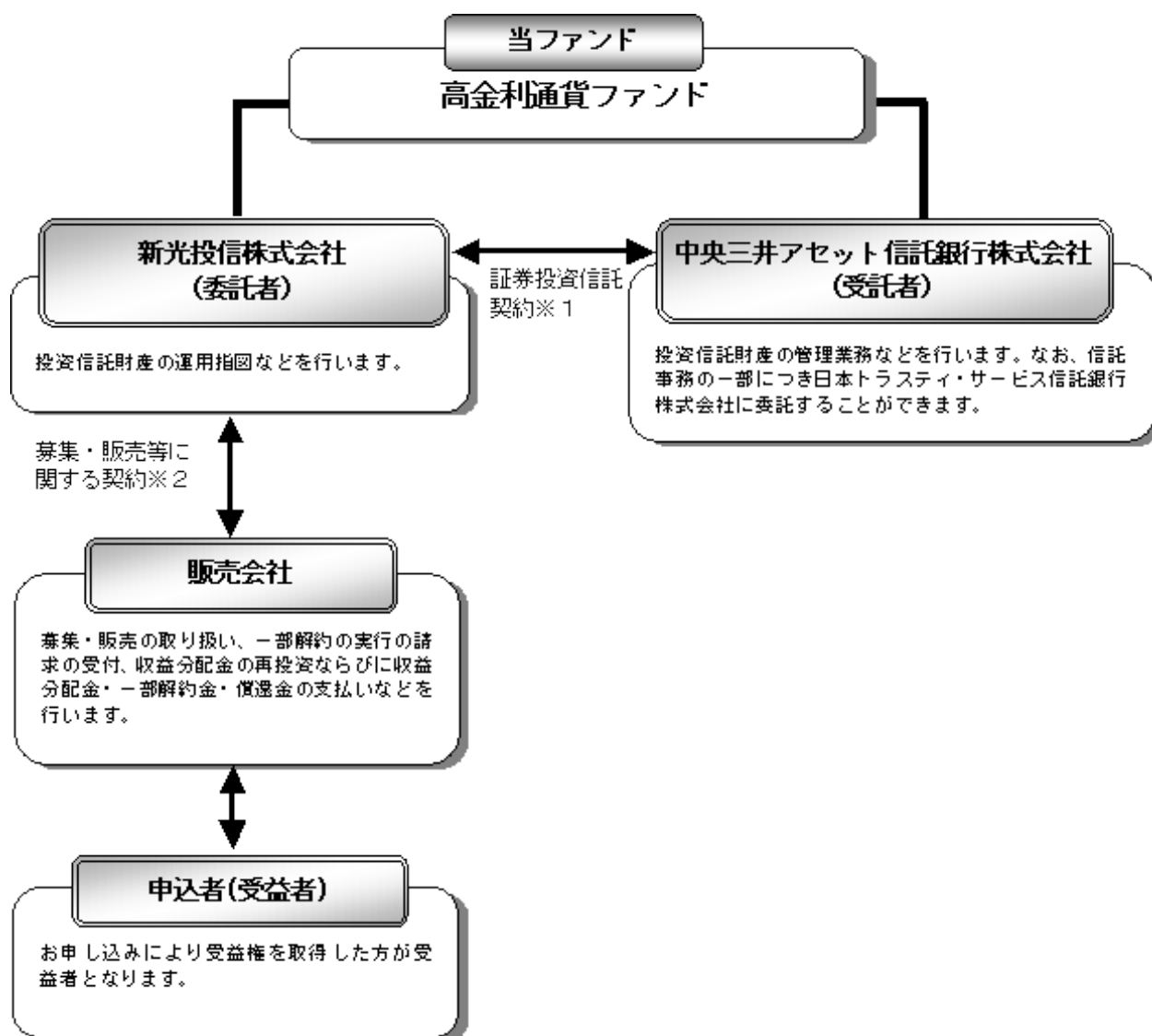
関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成20年3月14日

投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

a．ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、

販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

（イ）資本金の額（平成23年4月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

（ロ）委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

（ハ）大株主の状況

（平成23年4月末現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

b. 運用の方法

（イ）主要投資対象

グローバル高金利通貨マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（ロ）投資態度

主としてマザーファンドへの投資を通じて、国際機関債や政府機関債、州政府債を中心とする信用力の高い公社債に実質的に分散投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（ハ）主な投資制限

株式への実質投資割合は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

マザーファンドの運用方針

グローバル高金利通貨マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

新興国を中心とする世界の国の中から主として地域分散と金利水準の観点により複数の通貨を選定し、当該通貨建ての国際機関債や政府機関債、州政府債を中心とする信用力の高い公社債に分散投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

通貨配分は、北米・中南米、欧州、アジア・オセアニア、中東・アフリカの4地域についてそれぞれ25%程度とすることを基本とします。ただし、流動性の低下、市場規模の縮小、通貨制度の変更等により、各地域に対する通貨配分比率を25%程度とできない場合があります。

各地域内における通貨配分は、金利水準や金利・為替動向、流動性等を勘案して決定します。

投資対象とする公社債は、取得時において、スタンダード・アンド・プアーズ社およびムーディーズ社のいずれかよりA A / A a 2格以上の信用格付けを付与されているものとします。

組入公社債の平均残存期間は、1～3年程度とします。

公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

平成23年6月8日現在、「グローバル高金利通貨マザーファンド」を投資対象とする、当ファンド以外のベビーファンドはありません。

(2) 【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りします。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

b. 有価証券および金融商品の指図範囲等

(イ) 委託者は、信託金を、主として新光投信株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結されたグローバル高金利通貨マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限りします。）

5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りします。）の行使により取得した株券

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

12．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

13．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

14．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

15．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

16．外国法人が発行する譲渡性預金証書

17．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

18．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

19．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

20．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第6号の証券および第11号ならびに第15号の証券または証書のうち第6号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第11号ならびに第15号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号および第13号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

c．先物

（イ）委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

（ロ）委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

（ハ）委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d．スワップ

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとし、なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとし、
- (ニ) 上記（ハ）において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、
- (ヘ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとし、

e．金利先渡取引および為替先渡取引

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとし、なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとし、
- (ニ) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額

とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

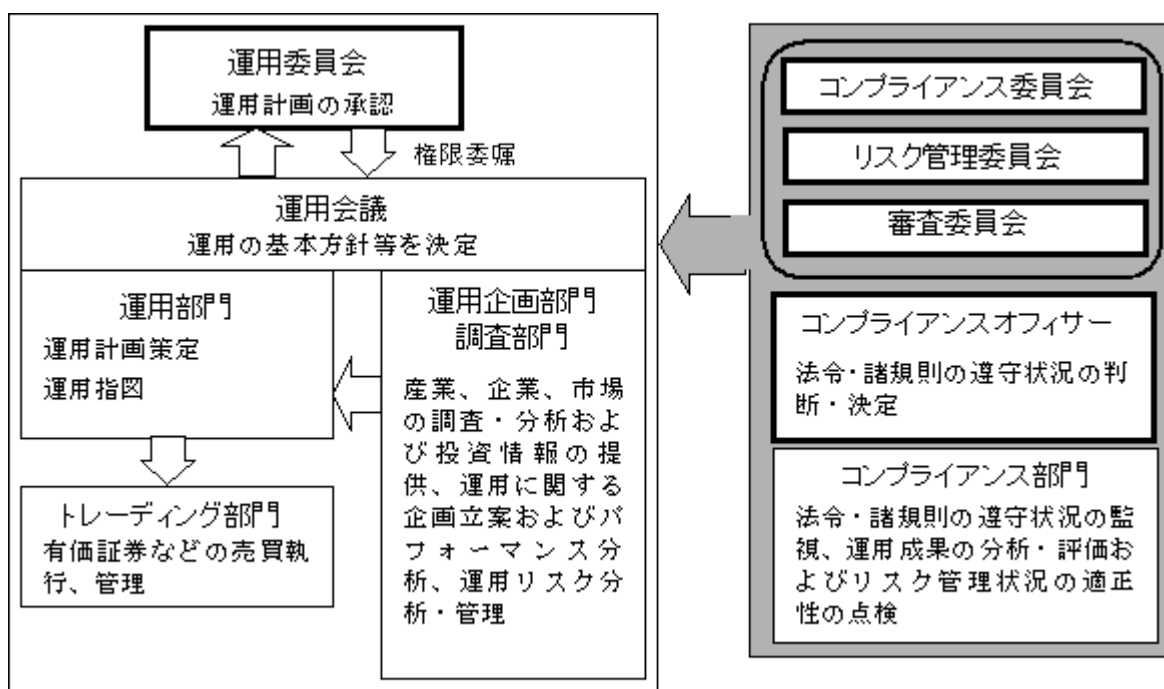
（ホ）上記（ハ）（ニ）においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ヘ）金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ト）委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

（３）【運用体制】

ａ．当ファンドの運用体制



上記は平成23年 6 月 8 日現在のものであり、今後変更になることがあります。

● PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・コンプライアンス部門（10～15名程度）およびコンプライアンスオフィサー（1名）はこの運用計画に対して、投資行動に関わるコンプライアンスチェックを実施します。
- ・運用計画は最終的に運用委員会において承認されます。

● D0

- ・ファンドマネージャーは運用委員会で承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

● SEE

- ・コンプライアンス部門は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b．運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

- a．収益分配は原則として、毎月8日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。
- 1．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - 2．分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を基礎として安定した分配を行うことを目標に決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
 - 3．上記2．にかかわらず、上記2．にかかる分配金額のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向等を勘案して委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
 - 4．留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
- b．投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
- 1．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

る株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

（ロ）上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

g. 公社債の空売りの指図範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 公社債の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

i. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

j. 外国為替予約の指図および範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

（ロ）上記（イ）の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

（ハ）上記（ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

k. 資金の借り入れ

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は投資信託財産中から支払われます。

1. 利害関係人等との取引等

- (イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- (ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- (ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- (二) 上記（イ）（ロ）（ハ）の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

法令に定める投資制限

a. 同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、外貨建ての公社債など値動きのある証券にマザーファンドを通じてまたは直接投資します。これらの投資対象証券には主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となるため、当ファンドへの投資により損失を被る可能性があります。これらの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

a．為替変動リスク

為替変動により外貨建資産の円換算価格が変動するリスクをいいます。たとえば、投資対象となる有価証券が現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外国通貨建証券の円換算価格は下落することがあります。その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドは新興国通貨建証券にも実質的に投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。

b．金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c．信用リスク

公社債や短期金融商品の信用力の変化や格付けの変更により、債券価格が変動したり、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなること（債務不履行）があります。信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合、通常、債券価格は下落し、その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d．カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

特に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。

e．流動性リスク

有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドまたはマザーファンドにおいて特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

f．他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド（ベビーファンド）において、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

g．投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

（イ）当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（ロ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

（ハ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託

財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

（ニ）短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

（ホ）証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

（ヘ）当ファンドは、計算期間中に発生した経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）を超えて分配を行う場合があります。したがって、当ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示唆するものではありません。

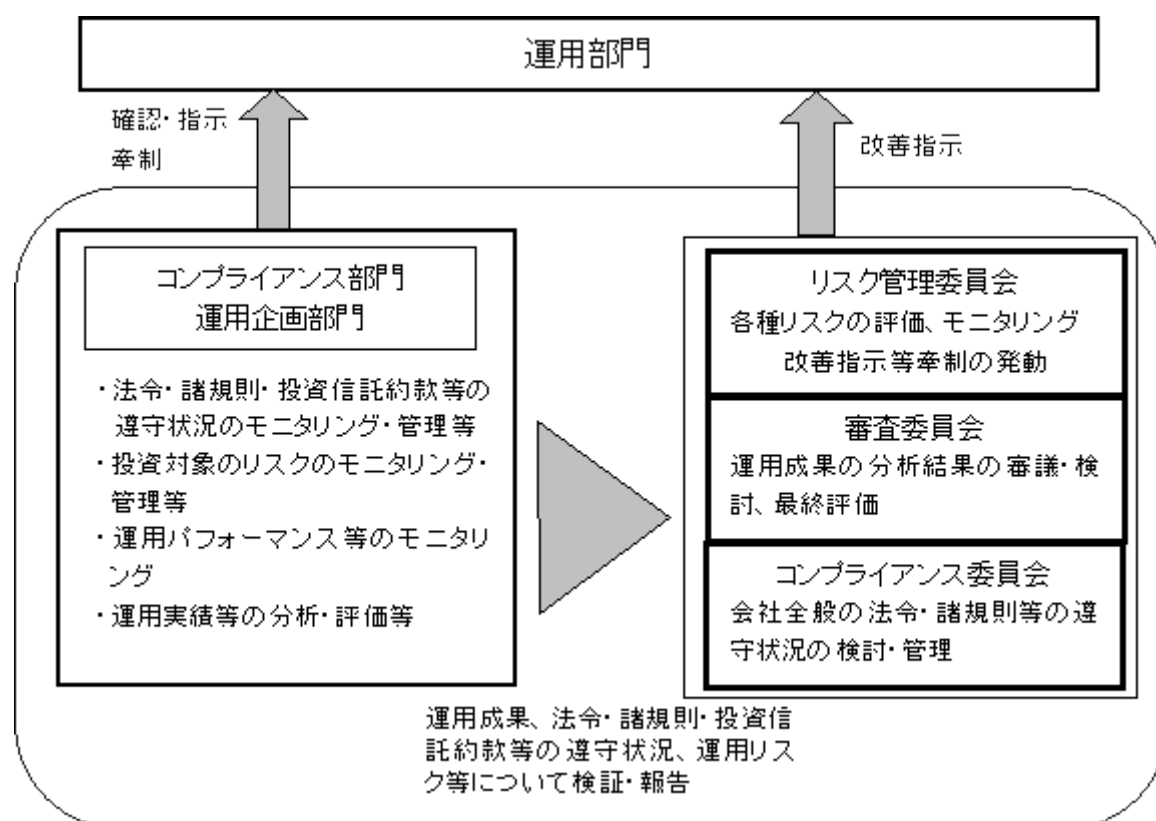
投資者の当ファンドの個別元本の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

（２）リスク管理体制

パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。

運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



4【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご解約・償還までにかかるおもな費用と税金の概要

（詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。）

ファンドの取得時にかかる費用と税金	●申込手数料+消費税等 申込手数料は販売会社ごとに定めます。	
ファンドの保有時にかかる費用と税金	●信託報酬+消費税等 ●監査報酬+消費税等 ●信託事務の諸費用等+消費税等他 ●証券取引に伴う手数料等+消費税等他 上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。	
	◎分配金にかかる税金（注）	普通分配金に対する所得税・地方税
ファンドの解約・償還時にかかる費用と税金	●解約・償還時の手数料はありません。 ●解約の際、信託財産留保額が差し引かれます。	
	◎解約代金・償還金にかかる税金（注）	譲渡益に対する所得税・地方税

（注）個人受益者と法人受益者とは税制が異なります。

平成23年12月31日までの間は、公募株式投資信託の収益分配時・解約時・償還時にかかる税金について、軽減税率が適用されます。

（詳しくは、後述の「（5）課税上の取扱い」をご参照ください。）

税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

（1）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（5%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
 フリーダイヤル 0120-104-694
 （受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）
 インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。

2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。

（2）【換金（解約）手数料】

a．解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

b．信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の105の率（1.05%）（税込）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 （年率）	委託者	純資産総額に対し年0.4725%（税込）
	販売会社	純資産総額に対し年0.5250%（税込）
	受託者	純資産総額に対し年0.0525%（税込）

（4）【その他の手数料等】

a．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

b．投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。

c．証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても

投資信託財産が負担します。

(5) 【課税上の取扱い】

a . 個人の受益者の場合

(イ) 収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

(ロ) 一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。

上記（イ）および（ロ）の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日より、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

(ハ) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b . 法人の受益者の場合

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。

また、上記の税率は平成24年1月1日より、15%（所得税のみ）となる予定です。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c . 個別元本について

(イ) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

(ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

(ハ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

(ニ) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「d . 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、特別分配金に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「（５）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

（平成23年４月28日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	親投資 信託	グローバル高金利通貨	日 本	円	時価	%
		マザーファンド受益証券		85,336,386,144		98.2
			小 計	円 85,336,386,144	-	% 98.2
その他 資産	コール・ローン等		日 本 他	円 1,558,517,444	負債控除後の 取得価額	% 1.8
-	純資産総額			円 86,894,903,588	-	% 100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（参 考）

当ファンドは、「グローバル高金利通貨マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

（平成23年４月28日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	公社 債券	特殊 債券		円		%
			ド イ ツ	1,781,916,921	時価	2.1
			国際機関	円 76,236,831,446	時価	% 89.3
			小 計	円 78,018,748,367	-	% 91.4
その他				円	負債控除後の	%

資産	コール・ローン等	日 本 他	7,321,562,950	取得価額	8.6
—	純資産総額		円 85,340,311,317	—	% 100.0

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成23年4月28日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	グローバル高金利通貨 マザーファンド受益証券	日本	親投資 信託	85,387,618,716	1.0121	86,420,808,903	0.9994	85,336,386,144	98.20

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率 (平成23年4月28日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託	98.20
合 計	98.20

株式業種別投資比率 (平成23年4月28日現在)

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参 考)

当ファンドは、「グローバル高金利通貨マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。マザーファンドの投資資産は以下のとおりです。

投資有価証券の主要銘柄

(平成23年4月28日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	額面	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
1	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	570,000,000,000	0.93	5,348,880,000	0.94	5,393,750,400	6.0000	2014.04.22	6.32
2	INTL BK RECON & DEVELOP	国際機関	特殊債券	1,656,000,000	306.26	5,071,759,992	307.73	5,096,022,048	6.2500	2013.12.11	5.97
3	INTL BK RECON & DEVELOP	国際機関	特殊債券	689,100,000	734.63	5,062,367,028	736.13	5,072,699,394	6.5000	2013.09.11	5.94
4	EUROPEAN BK RECON & DEV	国際機関	特殊債券	520,000,000,000	0.96	5,023,948,800	0.96	5,015,462,400	6.7500	2013.02.19	5.87
5	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	138,700,000	3,293.96	4,568,735,835	3,258.14	4,519,052,385	6.5000	2014.08.12	5.29
6	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	1,264,800,000	296.90	3,755,279,736	302.31	3,823,729,447	6.5000	2016.09.30	4.48
7	ASIAN DEVELOPMENT BANK	国際機関	特殊債券	38,530,000	9,262.18	3,568,720,455	9,250.53	3,564,231,231	7.1250	2013.03.19	4.17
8	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	280,000,000	1,262.03	3,533,706,400	1,272.73	3,563,661,920	8.5000	2014.11.04	4.17

9	INTL BK RECON & DEVELOP	国際機関	特殊債券	51,000,000	6,662.97	3,398,119,010	6,689.38	3,411,586,554	13.6250	2017.05.09	3.99
10	INTL FINANCE CORP	国際機関	特殊債券	450,000,000	696.15	3,132,675,000	707.28	3,182,797,800	6.0000	2016.01.28	3.72
11	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	6,156,200,000	48.19	2,966,980,590	47.75	2,940,136,479	6.5000	2015.01.05	3.44
12	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	46,000,000	5,652.25	2,600,037,116	5,664.70	2,605,764,070	10.0000	2014.01.20	3.05
13	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	37,185,000	5,356.64	1,991,870,302	5,419.36	2,015,189,759	11.2500	2013.02.14	2.36
14	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	37,110,000	5,346.72	1,984,168,014	5,406.81	2,006,470,753	11.5000	2012.06.25	2.35
15	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	26,300,000	6,554.60	1,723,860,247	6,647.70	1,748,346,493	14.0000	2016.07.05	2.04
16	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	30,600,000	5,647.92	1,728,264,805	5,657.66	1,731,246,285	10.0000	2013.09.10	2.02
17	ASIAN DEVELOPMENT BANK	国際機関	特殊債券	27,000,000	5,218.16	1,408,903,470	5,289.23	1,428,093,342	9.2500	2013.04.30	1.67
18	INTL FINANCE CORP	国際機関	特殊債券	27,000,000	5,208.75	1,406,363,634	5,286.09	1,427,246,730	9.2500	2013.03.15	1.67
19	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	112,100,000	1,187.89	1,331,630,967	1,211.03	1,357,569,114	7.5000	2016.06.01	1.59
20	INTL BK RECON & DEVELOP	国際機関	特殊債券	23,700,000	5,215.54	1,236,084,876	5,267.80	1,248,470,496	9.2500	2012.12.20	1.46
21	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	21,000,000	5,624.10	1,181,062,470	5,657.12	1,187,996,523	9.6250	2015.04.01	1.39
22	EUROFIMA	国際機関	特殊債券	12,000,000	9,028.65	1,083,438,180	9,034.92	1,084,191,240	6.0000	2014.01.28	1.27
23	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	17,150,000	5,892.05	1,010,486,660	5,854.15	1,003,988,354	14.2500	2012.10.09	1.17
24	KFW	ドイツ	特殊債券	15,773,000	6,178.39	974,518,748	6,217.91	980,751,433	13.7500	2014.10.01	1.14
25	INTL FINANCE CORP	国際機関	特殊債券	10,500,000	9,323.15	978,930,933	9,312.39	977,801,343	7.5000	2013.02.28	1.14
26	INTER-AMERICAN DEVEL BK	国際機関	特殊債券	118,000,000	758.05	894,503,484	770.40	909,079,080	8.0000	2016.01.26	1.06
27	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	257,000,000	301.96	776,037,457	305.36	784,797,559	6.0000	2014.01.28	0.91
28	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	230,900,000	295.77	682,934,777	302.49	698,468,574	6.7500	2017.06.13	0.81
29	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	11,868,000	5,829.80	691,880,782	5,770.25	684,814,219	17.0000	2012.01.18	0.80
30	INTL FINANCE CORP	国際機関	特殊債券	12,800,000	5,130.88	656,753,510	5,208.96	666,747,294	8.0000	2012.09.17	0.78

（注）外貨建債券の単価および金額は平成23年4月28日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

種類別投資比率（平成23年4月28日現在）

種 類	投資比率（％）
特 殊 債 券	91.42
合 計	91.42

株式業種別投資比率（平成23年4月28日現在）

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

（単位：円）

期 間	純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期計算期間末	1,319,585,707	1,330,378,703	10,392	10,477
第2期計算期間末	2,097,524,537	2,114,244,451	10,663	10,748

第1期特定期間	第3期計算期間末	2,859,850,260	2,882,073,180	10,939	11,024
	第4期計算期間末	3,187,296,127	3,214,204,970	10,068	10,153
第2期特定期間	第5期計算期間末	5,125,042,992	5,177,335,458	8,331	8,416
	第6期計算期間末	5,206,859,640	5,265,982,424	7,486	7,571
	第7期計算期間末	5,148,564,101	5,213,544,900	6,735	6,820
	第8期計算期間末	5,969,431,800	6,040,270,167	7,163	7,248
	第9期計算期間末	6,364,708,845	6,446,230,502	6,636	6,721
	第10期計算期間末	7,694,498,728	7,794,894,779	6,515	6,600
	第11期計算期間末	10,639,488,225	10,762,601,483	7,346	7,431
第3期特定期間	第12期計算期間末	16,264,759,742	16,447,667,749	7,558	7,643
	第13期計算期間末	27,164,169,144	27,466,627,889	7,634	7,719
	第14期計算期間末	42,344,223,272	42,836,272,666	7,315	7,400
	第15期計算期間末	66,637,126,974	67,354,081,543	7,900	7,985
	第16期計算期間末	79,948,123,092	80,846,334,907	7,566	7,651
	第17期計算期間末	87,522,962,365	88,527,305,460	7,407	7,492
第4期特定期間	第18期計算期間末	98,899,028,936	100,026,589,429	7,455	7,540
	第19期計算期間末	110,634,509,181	111,902,482,166	7,417	7,502
	第20期計算期間末	125,824,449,862	127,225,482,200	7,634	7,719
	第21期計算期間末	126,268,910,186	127,813,448,283	6,949	7,034
	第22期計算期間末	138,182,477,523	139,808,223,357	7,225	7,310
	第23期計算期間末	155,215,065,384	156,971,999,466	7,509	7,594
第5期特定期間	第24期計算期間末	151,009,902,719	152,851,384,939	6,970	7,055
	第25期計算期間末	150,890,955,959	152,830,464,659	6,613	6,698
	第26期計算期間末	152,642,421,076	154,600,761,531	6,625	6,710
	第27期計算期間末	157,392,941,175	159,408,236,211	6,638	6,723
	第28期計算期間末	153,563,183,904	155,615,527,405	6,360	6,445
	第29期計算期間末	159,966,652,549	162,043,358,019	6,547	6,632
第6期特定期間	第30期計算期間末	159,694,765,536	161,781,163,904	6,506	6,591
	第31期計算期間末	156,317,224,699	158,400,214,335	6,379	6,464
	第32期計算期間末	148,270,023,292	150,294,695,202	6,225	6,310
	第33期計算期間末	138,392,607,390	140,304,849,875	6,152	6,237
	第34期計算期間末 (平成23年3月8日)	127,333,001,929	129,091,507,929	6,155	6,240
	平成22年4月末日	162,259,500,917	-	7,600	-
	平成22年5月末日	155,181,932,748	-	6,883	-
	平成22年6月末日	150,081,015,959	-	6,585	-
	平成22年7月末日	157,016,341,053	-	6,709	-
	平成22年8月末日	154,732,088,921	-	6,460	-
	平成22年9月末日	161,002,476,773	-	6,628	-
	平成22年10月末日	156,412,086,380	-	6,405	-
	平成22年11月末日	156,770,589,362	-	6,410	-
	平成22年12月末日	149,004,780,514	-	6,232	-
	平成23年1月末日	139,828,512,748	-	6,138	-
	平成23年2月末日	129,433,161,083	-	6,141	-
	平成23年3月末日	119,359,547,535	-	6,299	-
	平成23年4月末日	86,894,903,588	-	6,452	-

(注1) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

(注2) 表中の分配付きの数値は支払外国税を控除している場合があります。

【分配の推移】

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成20年6月9日)	85円
	第2期計算期間 (平成20年7月8日)	85円
	第3期計算期間 (平成20年8月8日)	85円

	第4期計算期間 (平成20年9月8日)	85円
第2期特定期間	第5期計算期間 (平成20年10月8日)	85円
	第6期計算期間 (平成20年11月10日)	85円
	第7期計算期間 (平成20年12月8日)	85円
	第8期計算期間 (平成21年1月8日)	85円
	第9期計算期間 (平成21年2月9日)	85円
	第10期計算期間 (平成21年3月9日)	85円
第3期特定期間	第11期計算期間 (平成21年4月8日)	85円
	第12期計算期間 (平成21年5月8日)	85円
	第13期計算期間 (平成21年6月8日)	85円
	第14期計算期間 (平成21年7月8日)	85円
	第15期計算期間 (平成21年8月10日)	85円
	第16期計算期間 (平成21年9月8日)	85円
第4期特定期間	第17期計算期間 (平成21年10月8日)	85円
	第18期計算期間 (平成21年11月9日)	85円
	第19期計算期間 (平成21年12月8日)	85円
	第20期計算期間 (平成22年1月8日)	85円
	第21期計算期間 (平成22年2月8日)	85円
	第22期計算期間 (平成22年3月8日)	85円

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第5期特定期間	第23期計算期間 (平成22年4月8日)	85円
	第24期計算期間 (平成22年5月10日)	85円
	第25期計算期間 (平成22年6月8日)	85円
	第26期計算期間 (平成22年7月8日)	85円
	第27期計算期間 (平成22年8月9日)	85円
	第28期計算期間 (平成22年9月8日)	85円

第6期特定期間	第29期計算期間 (平成22年10月8日)	85円
	第30期計算期間 (平成22年11月8日)	85円
	第31期計算期間 (平成22年12月8日)	85円
	第32期計算期間 (平成23年1月11日)	85円
	第33期計算期間 (平成23年2月8日)	85円
	第34期計算期間 (平成23年3月8日)	85円

【収益率の推移】

特定期間	決算期	収益率
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成20年6月9日)	4.8%
	第2期計算期間 (平成20年7月8日)	3.4%
	第3期計算期間 (平成20年8月8日)	3.4%
	第4期計算期間 (平成20年9月8日)	7.2%
第2期特定期間	第5期計算期間 (平成20年10月8日)	16.4%
	第6期計算期間 (平成20年11月10日)	9.1%
	第7期計算期間 (平成20年12月8日)	8.9%
	第8期計算期間 (平成21年1月8日)	7.6%
	第9期計算期間 (平成21年2月9日)	6.2%
	第10期計算期間 (平成21年3月9日)	0.5%
第3期特定期間	第11期計算期間 (平成21年4月8日)	14.1%
	第12期計算期間 (平成21年5月8日)	4.0%
	第13期計算期間 (平成21年6月8日)	2.1%
	第14期計算期間 (平成21年7月8日)	3.1%
	第15期計算期間 (平成21年8月10日)	9.2%
	第16期計算期間 (平成21年9月8日)	3.2%
	第17期計算期間 (平成21年10月8日)	1.0%
	第18期計算期間 (平成21年11月9日)	1.8%

第4期特定期間	第19期計算期間 (平成21年12月8日)	0.6%
	第20期計算期間 (平成22年1月8日)	4.1%
	第21期計算期間 (平成22年2月8日)	7.9%
	第22期計算期間 (平成22年3月8日)	5.2%

特定期間	決算期	収益率
第5期特定期間	第23期計算期間 (平成22年4月8日)	5.1%
	第24期計算期間 (平成22年5月10日)	6.0%
	第25期計算期間 (平成22年6月8日)	3.9%
	第26期計算期間 (平成22年7月8日)	1.5%
	第27期計算期間 (平成22年8月9日)	1.5%
	第28期計算期間 (平成22年9月8日)	2.9%
第6期特定期間	第29期計算期間 (平成22年10月8日)	4.3%
	第30期計算期間 (平成22年11月8日)	0.7%
	第31期計算期間 (平成22年12月8日)	0.6%
	第32期計算期間 (平成23年1月11日)	1.1%
	第33期計算期間 (平成23年2月8日)	0.2%
	第34期計算期間 (平成23年3月8日)	1.4%

（注１）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。なお、第１期計算期間の収益率は、１万口当たりの当初元本を基準に算出しています。

（注２）収益率は小数第２位を四捨五入しています。

（４）【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	第1期計算期間	1,285,676,619口	15,912,380口
	第2期計算期間	724,901,735口	27,617,230口
	第3期計算期間	708,883,311口	61,470,797口
	第4期計算期間	593,358,399口	42,073,411口
	第5期計算期間	3,015,739,700口	29,431,065口
	第6期計算期間	943,540,360口	139,973,552口

第2期特定期間	第7期計算期間	720,884,956□	31,706,697□
	第8期計算期間	704,123,243□	14,997,640□
	第9期計算期間	1,329,475,432□	72,617,730□
	第10期計算期間	2,232,099,719□	11,582,833□
第3期特定期間	第11期計算期間	2,825,890,890□	153,278,273□
	第12期計算期間	7,121,999,252□	87,322,900□
	第13期計算期間	14,297,266,868□	232,474,098□
	第14期計算期間	22,512,203,168□	207,420,947□
	第15期計算期間	26,915,148,996□	455,716,641□
	第16期計算期間	22,091,822,358□	767,440,540□
第4期特定期間	第17期計算期間	13,002,855,272□	516,822,334□
	第18期計算期間	15,524,040,265□	1,027,875,801□
	第19期計算期間	18,190,259,298□	1,671,142,576□
	第20期計算期間	17,921,672,010□	2,267,630,438□
	第21期計算期間	21,167,021,515□	4,283,991,111□
	第22期計算期間	16,467,460,789□	6,913,609,347□
第5期特定期間	第23期計算期間	21,838,128,649□	6,404,217,058□
	第24期計算期間	16,671,761,342□	6,724,921,640□
	第25期計算期間	16,123,598,068□	4,591,071,039□
	第26期計算期間	11,621,799,167□	9,406,298,532□
	第27期計算期間	11,226,610,296□	4,526,071,394□
	第28期計算期間	10,181,197,599□	5,822,554,663□
第6期特定期間	第29期計算期間	9,526,066,291□	6,659,952,210□
	第30期計算期間	7,694,247,787□	6,553,906,903□
	第31期計算期間	8,203,435,835□	8,604,463,130□
	第32期計算期間	5,472,011,313□	12,332,920,282□
	第33期計算期間	3,730,458,687□	16,957,449,834□
	第34期計算期間	1,452,361,215□	19,539,006,475□

（注）第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間の販売口数を含みます。

< 参考情報 >

運用実績

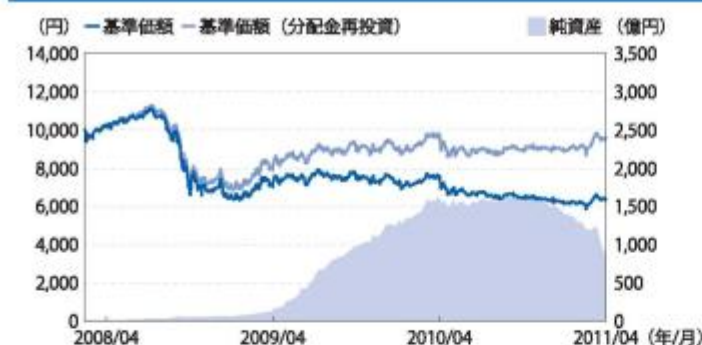
高金利通貨ファンド

2011年4月28日現在

<基準価額・純資産の推移>

2008年3月14日～2011年4月28日

<分配の推移>



※基準価額は1万円当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額(分配金再投資)は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

2011年4月	50円
2011年3月	85円
2011年2月	85円
2011年1月	85円
2010年12月	85円
直近1年累計	985円
設定来累計	2,940円

※分配は1万円当たり・税引前の金額です。
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

<主要な資産の状況>

資産配分

資産	純資産比率
債券現物	89.78%
その他資産	10.22%
合計	100.00%

※マザーファンドの保有口数に基づき計算した実質組入比率を記載しています。

外貨建有価証券の通貨別配分(グローバル高金利通貨マザーファンド)

通貨	純資産比率
トルコリラ	15.98%
ロシアルーブル	12.98%
インドネシアルピア	12.74%
メキシコペソ	12.40%
ブラジルレアル	10.30%
その他通貨	27.00%
合計	91.42%

※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入上位10銘柄(グローバル高金利通貨マザーファンド)

銘柄名	償還日	利率	通貨	純資産比率
EUROPEAN INVESTMENT BANK	2014/04/22	6.000%	インドネシアルピア	6.32%
INTL BK RECON & DEVELOP	2013/12/11	6.250%	ロシアルーブル	5.97%
INTL BK RECON & DEVELOP	2013/09/11	6.500%	メキシコペソ	5.94%
EUROPEAN BK RECON & DEV	2013/02/19	6.750%	インドネシアルピア	5.87%
EUROPEAN INVESTMENT BANK	2014/08/12	6.500%	ポーランドズロチ	5.29%
EUROPEAN INVESTMENT BANK	2016/09/30	6.500%	ロシアルーブル	4.48%
ASIAN DEVELOPMENT BANK	2013/03/19	7.125%	オーストラリアドル	4.17%
EUROPEAN INVESTMENT BANK	2014/11/04	8.500%	南アフリカランド	4.17%
INTL BK RECON & DEVELOP	2017/05/09	13.625%	トルコリラ	3.99%
INTL FINANCE CORP	2016/01/28	6.000%	メキシコペソ	3.72%

※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入銘柄数: 56銘柄

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※税引前の分配金を単純に合算して計算しています。
 ※当ファンドにはベンチマークがありません。
 ※2008年については、設定時から12月末までの収益率を記載しています。
 ※2011年については、年初から4月末までの収益率を記載しています。

- 当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 - 表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 - 最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

5

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。

ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。（手数料については前述の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金

（1）申込手数料」をご参照ください。）

（ロ）「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「高金利通貨ファンド自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

（ハ）取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

（二）なお、以下のいずれかに該当する日には、取得申し込みの受付は行いません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2【換金（解約）手続等】

（イ）受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（二）一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載さ

れます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

（ホ）一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

（ヘ）委託者は、以下のいずれかに該当する日には、上記（イ）による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

（ト）委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

（チ）上記（ト）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（二）の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
親投資信託 受益証券	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） 価格情報会社の提供する価額

外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

外国で取引されているものについては、原則として基準価額計算時に知りうる直近の日とします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月9日から翌月8日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a．信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記（イ）の事項について、下記「c．書面決議の手続き」の規定にしたがい

ます。

(ハ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ニ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c．書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ホ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b．投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b．投資信託約款の変更等

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託者は、上記（イ）の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「c．書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

（ハ）委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）および（ロ）の規定にしたがいます。

この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

c．書面決議の手続き

（イ）委託者は、上記「a．信託の終了（投資信託契約の解約）」（イ）について、または「b．投資信託約款の変更等」（イ）の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドにかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ロ）上記（イ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ハ）上記（イ）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

（ニ）重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

（ホ）上記（イ）から（ニ）までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（イ）から（ハ）までに規定する当ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（ヘ）上記（イ）から（ホ）の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d．運用報告書

当ファンドについて、委託者は原則として6ヵ月ごと（原則として3月、9月の各特定期間の終了時）および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

e．公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g．信託事務処理の再信託

- (イ) 受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。
- (ロ) 上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

h．信託業務の委託等

- (イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- (ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- (ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- 1．投資信託財産の保存にかかる業務
- 2．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

i．反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または上記「b．投資信託約款の変更等」における重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の内容および買取請求の手続きに関する事項は、上記「c．書面決議の手続き」で規定する書面に記載します。

j．他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

k．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a．収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b．一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から受益者に支払います。ただし、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

c．償還金請求権

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して 5 営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第5期特定期間（平成22年3月9日から平成22年9月8日まで）及び第6期特定期間（平成22年9月9日から平成23年3月8日まで）について同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期特定期間（平成22年3月9日から平成22年9月8日まで）及び第6期特定期間（平成22年9月9日から平成23年3月8日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

高金利通貨ファンド 財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期特定期間末 (平成22年 9月 8日現在)	第6期特定期間末 (平成23年 3月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,265,437,455	5,911,692,941
親投資信託受益証券	151,581,584,497	124,455,772,461
未収利息	7,472	8,046
流動資産合計	155,847,029,424	130,367,473,448
資産合計	155,847,029,424	130,367,473,448
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,052,343,501	1,758,506,000
未払解約金	95,770,557	1,167,644,806
未払受託者報酬	6,743,750	5,385,823
未払委託者報酬	128,131,266	102,330,610
その他未払費用	856,446	604,280
流動負債合計	2,283,845,520	3,034,471,519
負債合計	2,283,845,520	3,034,471,519
純資産の部		
元本等		
元本	241,452,176,609	206,883,058,903
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	87,888,992,705	79,550,056,974
（分配準備積立金）	4,658,154,255	2,262,237,238
元本等合計	153,563,183,904	127,333,001,929
純資産合計	153,563,183,904	127,333,001,929
負債純資産合計	155,847,029,424	130,367,473,448

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期特定期間 自平成22年 3月 9日 至平成22年 9月 8日	第6期特定期間 自平成22年 9月 9日 至平成23年 3月 8日
営業収益		
受取利息	1,112,095	1,051,286
有価証券売買等損益	7,852,197,552	7,874,187,964
営業収益合計	7,851,085,457	7,875,239,250
営業費用		
受託者報酬	40,718,450	39,457,997
委託者報酬	773,650,462	749,701,795
その他費用	5,355,105	4,609,878
営業費用合計	819,724,017	793,769,670
営業利益	8,670,809,474	7,081,469,580
経常利益	8,670,809,474	7,081,469,580
当期純利益	8,670,809,474	7,081,469,580
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	175,146,197	66,896,553
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	53,081,738,291	87,888,992,705
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,527,068,351	26,114,998,332
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,527,068,351	26,114,998,332
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,924,463,100	12,849,121,759
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	25,924,463,100	12,849,121,759
分配金	11,563,903,994	11,941,513,869
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	87,888,992,705	79,550,056,974

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第5期特定期間 自 平成22年 3月 9日 至 平成22年 9月 8日	第6期特定期間 自 平成22年 9月 9日 至 平成23年 3月 8日
有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価して おります。 時価評価にあたっては、親投資信託受 益証券の基準価額に基づいて評価して おります。	親投資信託受益証券 同左

(追加情報)

第5期特定期間 自 平成22年 3月 9日 至 平成22年 9月 8日	第6期特定期間 自 平成22年 9月 9日 至 平成23年 3月 8日
当特定期間より、「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融 商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基 準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用して おります。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第5期特定期間末 [平成22年 9月 8日現在]	第6期特定期間末 [平成23年 3月 8日現在]
1. 期首元本額	191,264,215,814円	241,452,176,609円
期中追加設定元本額	87,663,095,121円	36,078,581,128円
期中一部解約元本額	37,475,134,326円	70,647,698,834円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額は 87,888,992,705円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額は 79,550,056,974円であります。
3. 特定期間末日における受益権の総数	241,452,176,609口	206,883,058,903口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第5期特定期間 自 平成22年 3月 9日 至 平成22年 9月 8日	第6期特定期間 自 平成22年 9月 9日 至 平成23年 3月 8日
分配金の計算過程	(1) 第23期計算期間(平成22年3月9日から平成22年4月8日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(934,134,153円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(1,809,902,225円)、信託約款に定める収益調整金(9,047,280,058円)及び分配準備積立金(3,920,335,743円)より分配対象収益は15,711,652,179円(1万口当たり760.11円)であり、うち1,756,934,082円(1万口当たり85円)を分配しております。 (2) 第24期計算期間(平成22年4月9日から平成22年5月10日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(873,662,353円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(9,121,147,610円)及び分配準備積立金(5,556,881,108円)より分配対象収益は15,551,691,071円(1万口当たり717.81円)であり、うち1,841,482,220円(1万口当たり85円)を分配しております。	(1) 第29期計算期間(平成22年9月9日から平成22年10月8日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(941,048,359円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(6,306,219,465円)及び分配準備積立金(4,533,817,125円)より分配対象収益は11,781,084,949円(1万口当たり482.20円)であり、うち2,076,705,470円(1万口当たり85円)を分配しております。 (2) 第30期計算期間(平成22年10月9日から平成22年11月8日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(866,854,057円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(5,388,676,858円)及び分配準備積立金(4,382,410,177円)より分配対象収益は10,637,941,092円(1万口当たり433.38円)であり、うち2,086,398,368円(1万口当たり85円)を分配しております。

	(3) 第25期計算期間（平成22年5月11日から平成22年6月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（770,932,312円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（9,029,869,173円）及び分配準備積立金（5,452,758,785円）より分配対象収益は15,253,560,270円（1万口当たり668.48円）であり、うち1,939,508,700円（1万口当たり85円）を分配しております。	(3) 第31期計算期間（平成22年11月9日から平成22年12月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（793,264,640円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（4,435,919,794円）及び分配準備積立金（4,124,968,633円）より分配対象収益は9,354,153,067円（1万口当たり381.70円）であり、うち2,082,989,636円（1万口当たり85円）を分配しております。
--	---	---

区 分	第5期特定期間 自 平成22年 3月 9日 至 平成22年 9月 8日	第6期特定期間 自 平成22年 9月 9日 至 平成23年 3月 8日
分配金の計算過程	(4) 第26期計算期間（平成22年6月9日から平成22年7月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（879,286,042円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（8,376,269,282円）及び分配準備積立金（5,099,083,213円）より分配対象収益は14,354,638,537円（1万口当たり623.04円）であり、うち1,958,340,455円（1万口当たり85円）を分配しております。 (5) 第27期計算期間（平成22年7月9日から平成22年8月9日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（937,466,572円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（7,824,324,406円）及び分配準備積立金（4,961,249,470円）より分配対象収益は13,723,040,448円（1万口当たり578.80円）であり、うち2,015,295,036円（1万口当たり85円）を分配しております。 (6) 第28期計算期間（平成22年8月10日から平成22年9月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（789,514,792円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（7,116,640,178円）及び分配準備積立金（4,834,448,169円）より分配対象収益は12,740,603,139円（1万口当たり527.66円）であり、うち2,052,343,501円（1万口当たり85円）を分配しております。	(4) 第32期計算期間（平成22年12月9日から平成23年1月11日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（853,777,193円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（3,454,682,203円）及び分配準備積立金（3,632,221,009円）より分配対象収益は7,940,680,405円（1万口当たり333.35円）であり、うち2,024,671,910円（1万口当たり85円）を分配しております。 (5) 第33期計算期間（平成23年1月12日から平成23年2月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（678,688,904円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,312,082,671円）及び分配準備積立金（3,292,289,037円）より分配対象収益は6,283,060,612円（1万口当たり279.28円）であり、うち1,912,242,485円（1万口当たり85円）を分配しております。 (6) 第34期計算期間（平成23年2月9日から平成23年3月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（688,826,018円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,319,943,889円）及び分配準備積立金（2,711,268,043円）より分配対象収益は4,720,037,950円（1万口当たり228.15円）であり、うち1,758,506,000円（1万口当たり85円）を分配しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	第5期特定期間 自 平成22年 3月 9日 至 平成22年 9月 8日	第6期特定期間 自 平成22年 9月 9日 至 平成23年 3月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第5期特定期間 自 平成22年 3月 9日 至 平成22年 9月 8日	第6期特定期間 自 平成22年 9月 9日 至 平成23年 3月 8日
1. 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	1. 親投資信託受益証券 同左
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第5期特定期間末 [平成22年 9月 8日現在]	第6期特定期間末 [平成23年 3月 8日現在]
	当特定期間の損益に含まれた評価差額（円）	当特定期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	4,488,322,364	1,861,292,311
合 計	4,488,322,364	1,861,292,311

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	第5期特定期間末 [平成22年 9月 8日現在]	第6期特定期間末 [平成23年 3月 8日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第5期特定期間 自 平成22年 3月 9日 至 平成22年 9月 8日	第6期特定期間 自 平成22年 9月 9日 至 平成23年 3月 8日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第5期特定期間末 [平成22年 9月 8日現在]	第6期特定期間末 [平成23年 3月 8日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6360円 (6,360円)	0.6155円 (6,155円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	グローバル高金利通貨マザーファンド	132,006,546,947	124,455,772,461	
合 計		132,006,546,947	124,455,772,461	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「グローバル高金利通貨マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「グローバル高金利通貨マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

	[平成22年 9月 8日現在]	[平成23年 3月 8日現在]
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	666,679,224	62,853,075
コール・ローン	782,702,101	418,963,916
特殊債券	145,749,909,787	119,419,424,903
派生商品評価勘定	2,366,780	-
未収入金	-	750,789,179
未収利息	3,744,948,815	3,105,021,315
前払費用	1,582,018,353	697,617,311
流動資産合計	152,528,625,060	124,454,669,699
資産合計	152,528,625,060	124,454,669,699
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	6,988,078	-
未払金	943,420,000	-
流動負債合計	950,408,078	-
負債合計	950,408,078	-
純資産の部		
元本等		
元本	169,630,242,276	132,006,546,947
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	18,052,025,294	7,551,877,248
元本等合計	151,578,216,982	124,454,669,699
純資産合計	151,578,216,982	124,454,669,699
負債純資産合計	152,528,625,060	124,454,669,699

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成22年 3月 9日 至 平成22年 9月 8日	自 平成22年 9月 9日 至 平成23年 3月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。	特殊債券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 当ファンドの外貨建取引等の処理基準については、投資信託財産計算規則第60条及び第61条によっております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(追加情報)

自 平成22年 3月 9日 至 平成22年 9月 8日	自 平成22年 9月 9日 至 平成23年 3月 8日
当期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	――

（貸借対照表に関する注記）

区 分	[平成22年 9月 8日現在]	[平成23年 3月 8日現在]
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	145,070,100,223円	169,630,242,276円
同期中における追加設定元本額	24,560,142,053円	1,114,081,997円
同期中における一部解約元本額	- 円	38,737,777,326円
同期末における元本の内訳 高金利通貨ファンド	169,630,242,276円	132,006,546,947円
合 計	169,630,242,276円	132,006,546,947円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は18,052,025,294円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,551,877,248円であります。
3. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	169,630,242,276口	132,006,546,947口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成22年 3月 9日 至 平成22年 9月 8日	自 平成22年 9月 9日 至 平成23年 3月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 また、当ファンドは、為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、特殊債券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドが利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	---	----

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

自 平成22年 3月 9日 至 平成22年 9月 8日	自 平成22年 9月 9日 至 平成23年 3月 8日
1. 特殊債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	1. 特殊債券 同左
2. 派生商品評価勘定（為替予約取引） 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	———

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	[平成22年 9月 8日現在]	[平成23年 3月 8日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
特殊債券	1,573,774,618	871,933,156
合 計	1,573,774,618	871,933,156

（注）「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種 類	[平成22年 9月 8日現在]				[平成23年 3月 8日現在]			
	契約額等 （円）	う ち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	う ち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引 為替予約取引								
買建	922,029,133	-	915,041,055	6,988,078	-	-	-	-
米ドル	423,644,356	-	423,089,187	555,169	-	-	-	-
ロシアルーブル	498,384,777	-	491,951,868	6,432,909	-	-	-	-

売建	498,384,777	-	496,017,997	2,366,780	-	-	-	-
米ドル	498,384,777	-	496,017,997	2,366,780	-	-	-	-
合 計	1,420,413,910	-	1,411,059,052	4,621,298	-	-	-	-

（注）時価の算定方法

（１）計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物売買相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物売買相場の仲値で評価しております。

（２）計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

	自 平成22年 3月 9日 至 平成22年 9月 8日	自 平成22年 9月 9日 至 平成23年 3月 8日
	該当事項はありません。	同左

（１口当たり情報）

	[平成22年 9月 8日現在]	[平成23年 3月 8日現在]
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額	0.8936円	0.9428円
（1万口当たり純資産額）	（ 8,936円 ）	（ 9,428円 ）

（３）附属明細表

第1 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備考
メキシコ ペソ	特殊債券		メキシコペソ	メキシコペソ	
		EUROPEAN BK RECON & DEV 7.3% 2013/6/20	34,890,000.00	36,094,053.90	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 0% 2015/9/1	39,580,000.00	28,956,728.00	
		INTER-AMERICAN DEVEL BK 7.5% 2013/5/28	3,100,000.00	3,256,190.40	
		INTER-AMERICAN DEVEL BK 6.5% 2013/8/9	28,000,000.00	28,494,200.00	
		INTER-AMERICAN DEVEL BK 9.5% 2015/6/16	22,700,000.00	25,060,800.00	
		INTER-AMERICAN DEVEL BK 8% 2016/1/26	118,000,000.00	125,280,600.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP 6.5% 2013/9/11	1,246,500,000.00	1,282,523,850.00	

		INTL BK RECON & DEVELOP 7.5% 2020/3/5	122,700,000.00	123,927,000.00	
		INTL FINANCE CORP 6% 2016/1/28	690,000,000.00	672,750,000.00	
メキシコペソ建 小 計			メキシコペソ 2,305,470,000.00	メキシコペソ 2,326,343,422.30 (15,888,925,574円)	
ブラジル リアル	特殊債券		ブラジルリアル	ブラジルリアル	
		ASIAN DEVELOPMENT BANK 9.25% 2013/4/30	27,000,000.00	26,959,500.00	
		EUROPEAN BK RECON & DEV 9.25% 2012/9/10	51,900,000.00	51,671,640.00	
		EUROPEAN BK RECON & DEV 9.5% 2013/11/6	7,800,000.00	7,864,740.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 11.5% 2012/6/25	37,110,000.00	37,967,241.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 11.25% 2013/2/14	37,185,000.00	38,114,625.00	
		INTER-AMERICAN DEVEL BK 9% 2012/8/28	4,000,000.00	3,958,000.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP 9.25% 2012/12/20	23,700,000.00	23,652,600.00	
		INTL FINANCE CORP 8% 2012/9/17	30,000,000.00	29,456,340.00	
		INTL FINANCE CORP 9.25% 2013/3/15	27,000,000.00	26,910,900.00	
		INTL FINANCE CORP 9.25% 2013/9/16	9,300,000.00	9,306,045.00	
		KFW 10% 2012/5/15	12,760,000.00	12,831,456.00	
	KFW 9.25% 2012/10/22	4,500,000.00	4,490,640.00		
ブラジルリアル建 小 計			ブラジルリアル 272,255,000.00	ブラジルリアル 273,183,727.00 (13,656,454,512円)	

通 貨	種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備考
トルコリラ	特殊債券		トルコリラ	トルコリラ	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 17% 2012/1/18	11,868,000.00	12,781,836.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 14.25% 2012/10/9	17,150,000.00	18,667,775.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 10% 2013/9/10	91,750,000.00	95,731,950.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 10% 2014/1/20	77,150,000.00	80,560,030.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 14% 2016/7/5	26,300,000.00	31,846,670.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP 12% 2012/8/14	11,000,000.00	11,599,500.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP 13.625% 2017/5/9	40,000,000.00	49,104,000.00	
		INTL FINANCE CORP 11.25% 2012/7/17	61,800,000.00	64,945,620.00	
		KFW 14.25% 2012/10/1	4,906,000.00	5,280,818.40	
		KFW 9.75% 2013/7/16	3,800,000.00	3,898,040.00	
		KFW 13.75% 2014/10/1	15,773,000.00	18,003,302.20	
トルコリラ建 小 計			トルコリラ 361,497,000.00	トルコリラ 392,419,541.60 (20,201,758,001円)	
ハンガリー フォリント	特殊債券		ハンガリーフォリント	ハンガリーフォリント	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 6.75% 2013/1/22	1,250,000,000.00	1,282,250,000.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 6.5% 2015/1/5	9,604,000,000.00	10,084,200,000.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 6.25% 2016/10/27	874,800,000.00	901,481,400.00	
ハンガリーフォリント建 小 計			ハンガリーフォリント 11,728,800,000.00	ハンガリーフォリント 12,267,931,400.00 (5,204,056,499円)	
ポーランド ズロチ	特殊債券		ポーランドズロチ	ポーランドズロチ	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 5% 2013/9/18	17,900,000.00	18,204,300.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 6.5% 2014/8/12	221,400,000.00	236,167,380.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP 3% 2012/7/31	7,200,000.00	7,121,304.00	

ポーランドズロチ建 小 計	ポーランドズロチ 246,500,000.00	ポーランドズロチ 261,492,984.00 (7,578,066,676円)	
---------------	----------------------------	--	--

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
ロシアルーブル	特殊債券		ロシアルーブル	ロシアルーブル	
		EUROPEAN BK RECON & DEV 6.75% 2017/5/12	100,000,000.00	99,590,000.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 6.25% 2013/3/11	178,000,000.00	180,563,200.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 6% 2014/1/28	380,000,000.00	383,762,000.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 6.5% 2016/9/30	1,460,800,000.00	1,450,574,400.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 6.75% 2017/6/13	602,900,000.00	596,388,680.00	
		INTER-AMERICAN DEVEL BK 7.75% 2013/1/8	115,000,000.00	120,255,500.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP 4.875% 2013/9/16	200,000,000.00	197,920,000.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP 6.25% 2013/12/11	2,968,000,000.00	3,040,122,400.00	
ロシアルーブル建 小 計			ロシアルーブル 6,004,700,000.00	ロシアルーブル 6,069,176,180.00 (17,782,686,207円)	
オーストラリアドル	特殊債券		オーストラリアドル	オーストラリアドル	
		ASIAN DEVELOPMENT BANK 7.125% 2013/3/19	52,765,000.00	54,514,159.75	
		EUROFIMA 6% 2014/1/28	30,900,000.00	31,119,390.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 5.375% 2014/5/20	4,800,000.00	4,757,760.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 6.25% 2015/4/15	3,600,000.00	3,638,160.00	
		INTL FINANCE CORP 7.5% 2013/2/28	10,500,000.00	10,919,475.00	
		KFW 5.75% 2015/5/13	1,500,000.00	1,488,900.00	
オーストラリアドル建 小 計			オーストラリアドル 104,065,000.00	オーストラリアドル 106,437,844.75 (8,869,465,603円)	
ニュージーランドドル	特殊債券		ニュージーランドドル	ニュージーランドドル	
		EUROFIMA 7.125% 2013/5/22	7,800,000.00	8,313,107.40	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 7.75% 2012/7/31	12,662,000.00	13,414,933.16	
		INTER-AMERICAN DEVEL BK 7.5% 2015/4/15	8,960,000.00	9,953,879.04	
		INTL BK RECON & DEVELOP 7.5% 2014/7/30	8,000,000.00	8,806,000.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP 5.375% 2014/12/15	11,490,000.00	11,874,915.00	
		INTL FINANCE CORP 7.75% 2012/8/23	7,600,000.00	8,071,967.60	
		KFW 8% 2012/12/21	3,515,000.00	3,777,570.50	
ニュージーランドドル建 小 計			ニュージーランドドル 60,027,000.00	ニュージーランドドル 64,212,372.70 (3,895,764,651円)	

通 貨	種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備 考
インドネシ アルピア	特殊債券		インドネシアルピア	インドネシアルピア	
		EUROPEAN BK RECON & DEV 6.75% 2013/2/19	854,260,000,000.00	859,727,264,000.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 6% 2014/4/22	630,400,000,000.00	616,216,000,000.00	
		INTER-AMERICAN DEVEL BK 6% 2013/9/17	80,000,000,000.00	79,216,000,000.00	
		KFW 7.5% 2012/7/17	248,120,000,000.00	252,189,168,000.00	
インドネシアルピア建 小 計			インドネシアルピア 1,812,780,000,000.00	インドネシアルピア 1,807,348,432,000.00 (16.989.075.260円)	

南アフリカ ランド	特殊債券		南アフリカランド	南アフリカランド
		EUROPEAN BK RECON & DEV 8% 2013/2/18	12,000,000.00	12,229,200.00
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 8.5% 2014/11/4	424,500,000.00	430,655,250.00
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 7.5% 2016/6/1	229,500,000.00	219,149,550.00
		INTL BK RECON & DEVELOP 0% 2017/4/4	70,000,000.00	40,726,000.00
		INTL BK RECON & DEVELOP 0% 2017/12/29	58,420,000.00	31,681,166.00
	KFW 10% 2013/1/17	45,460,000.00	47,596,620.00	
南アフリカランド建 小 計			南アフリカランド 839,880,000.00	南アフリカランド 782,037,786.00 (9,353,171,920円)
合 計			-	円 119,419,424,903 (119,419,424,903)

有価証券明細表注記

1. 小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の記載は、邦貨金額であります。（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘 柄 数	組入債券時価比率	有価証券の合計額に対する比 率
メキシコペソ	債 券 9銘柄	12.8%	13.3%
ブラジルレアル	債 券 12銘柄	11.0%	11.4%
トルコリラ	債 券 11銘柄	16.2%	16.9%
ハンガリーフォリント	債 券 3銘柄	4.2%	4.4%
ポーランドズロチ	債 券 3銘柄	6.1%	6.3%
ロシアルーブル	債 券 8銘柄	14.3%	14.9%
オーストラリアドル	債 券 6銘柄	7.1%	7.4%
ニュージーランドドル	債 券 7銘柄	3.1%	3.3%
インドネシアルピア	債 券 4銘柄	13.7%	14.2%
南アフリカランド	債 券 6銘柄	7.5%	7.8%

（注1）組入債券時価比率は、純資産総額に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

（注2）有価証券の合計額に対する比率は、邦貨建有価証券評価額及び外貨建有価証券の邦貨換算評価額の合計に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成23年4月28日現在）

「高金利通貨ファンド」

資産総額	91,091,114,794 円
------	------------------

負債総額	4,196,211,206 円
純資産総額（ - ）	86,894,903,588 円
発行済口数	134,684,071,561 口
1万口当たり純資産額（ / ）	6,452 円

（参考）

「グローバル高金利通貨マザーファンド」

資産総額	85,356,202,870 円
負債総額	15,891,553 円
純資産総額（ - ）	85,340,311,317 円
発行済口数	85,387,618,716 口
1万口当たり純資産額（ / ）	9,994 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a . 資本金の額（平成23年 4 月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近 5 ヶ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b . 委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

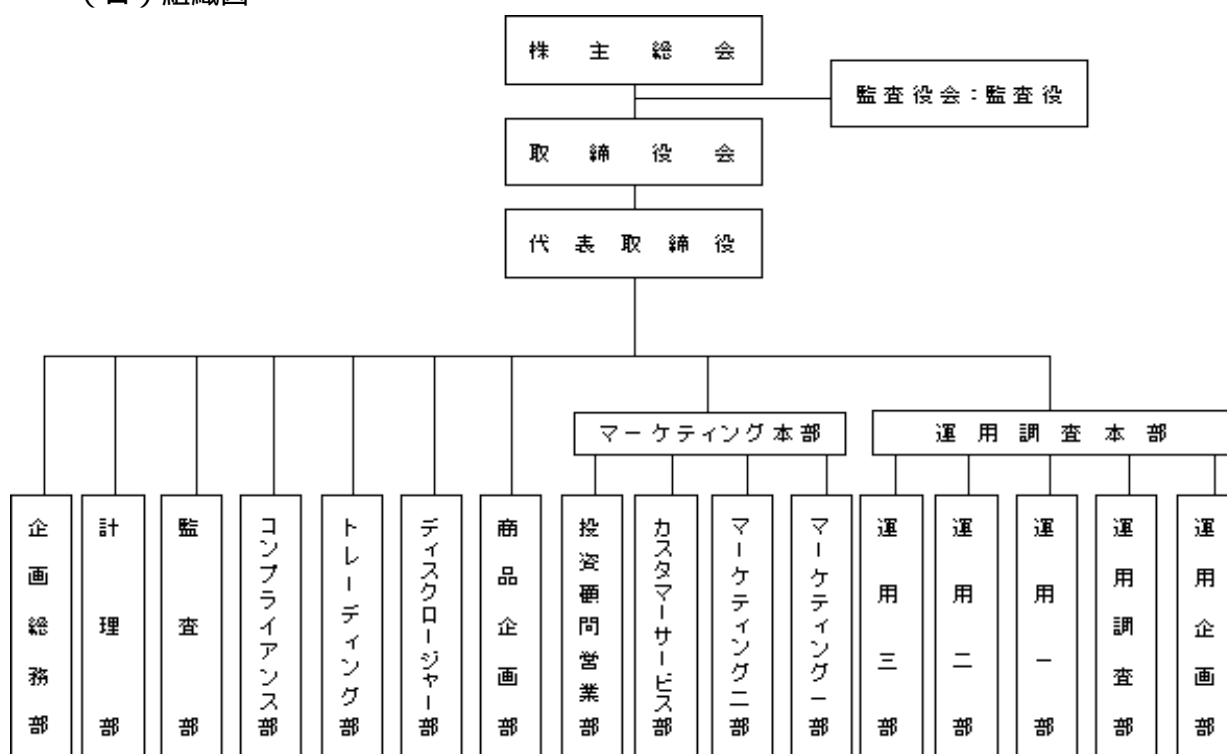
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

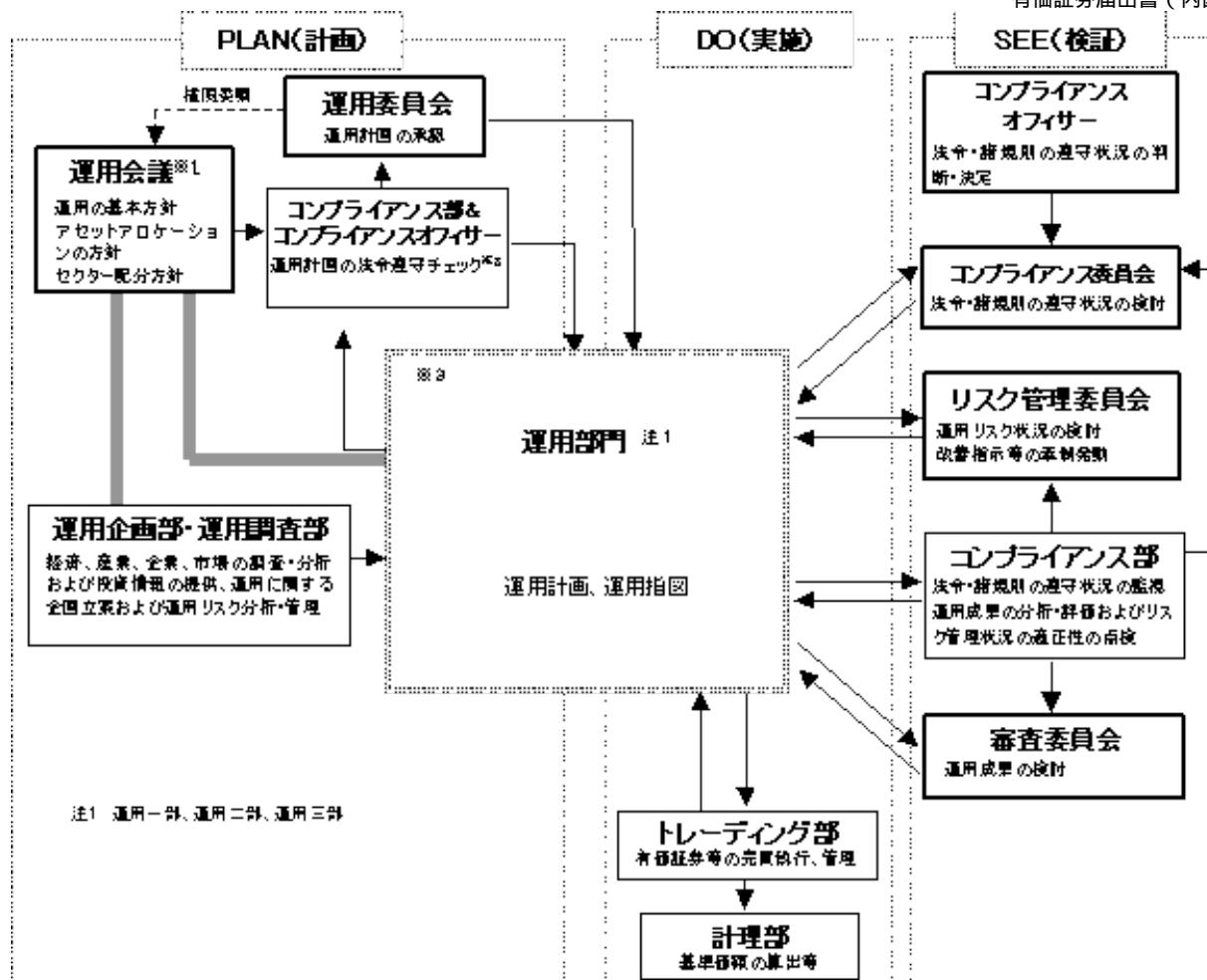
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図



（ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門（運用一部～三部）で構成されます。

※2 コンプライアンス部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年4月28日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成23年4月28日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	183	2,070,134
株式投資信託（合計）	154	1,640,420
単位型	2	7,470
追加型	152	1,632,950
公社債投資信託（合計）	29	429,713
単位型	2	934
追加型	27	428,779

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、監査法人保森会計事務所により監査を受け、また、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第51期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第49期事業年度の財務諸表 監査法人保森会計事務所

第50期事業年度の財務諸表 新日本有限責任監査法人

3．連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,283,840	5,375,054
有価証券	9,625,456	3,516,497
貯蔵品	7,563	4,913
前払金	29,862	24,431
前払費用	16,515	17,381
未収入金	574,913	4
未収委託者報酬	1,009,712	1,335,057
未収収益	6,983	33,303
繰延税金資産	35,449	138,637
その他	207	-
流動資産合計	15,590,505	10,445,281
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 37,992	2 24,796

器具・備品（純額）	2	40,940	2	38,095
リース資産（純額）	2	70,426	2	13,067
有形固定資産合計		149,359		75,959
無形固定資産				
電話加入権		91		91
ソフトウェア	3	121,230	3	73,596
無形固定資産合計		121,322		73,688
投資その他の資産				
投資有価証券		5,721,741		11,880,034
関係会社株式		77,100		77,100
長期貸付金		767		31
長期前払費用		1,816		1,113
長期未収入金		19,200		12,000
長期差入保証金		111,056		109,547
長期繰延税金資産		278,400		12,320
前払年金費用		485,705		467,715
長期性預金		-		500,000
その他		27,500		27,500
投資その他の資産合計		6,723,288		13,087,362
固定資産合計		6,993,969		13,237,010
資産合計		22,584,475		23,682,292

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	13,096	12,900
リース債務	31,681	23,125
未払金		
未払収益分配金	1,398	1,186
未払償還金	97,416	61,755
未払手数料	1 543,310	1 714,037
その他未払金	70,614	115,791
未払金合計	712,738	892,771
未払費用	1 66,054	1 71,575
未払法人税等	1,900	449,865
賞与引当金	112,600	164,600
役員賞与引当金	9,000	24,200
流動負債合計	947,072	1,639,036
固定負債		
長期リース債務	39,847	16,722
退職給付引当金	172,869	171,861
役員退職慰労引当金	54,958	66,958
執行役員退職慰労引当金	97,916	112,916
固定負債合計	365,592	368,458
負債合計	1,312,664	2,007,495
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		

別途積立金	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金	2,012,604	2,024,119
利益剰余金合計	14,491,097	14,502,612
自己株式	4,616	6,074
株主資本合計	21,772,481	21,782,538
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	500,670	107,742
評価・換算差額等合計	500,670	107,742
純資産合計	21,271,810	21,674,796
負債純資産合計	22,584,475	23,682,292

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,887,702	10,140,218
その他営業収益	9,363	-
営業収益合計	9,897,065	10,140,218
営業費用		
支払手数料	1 5,837,722	1 5,826,460
広告宣伝費	205,698	187,354
公告費	2,786	4,179
調査費		
調査費	255,008	242,434
委託調査費	311,653	257,308
図書費	7,139	6,518
調査費合計	573,801	506,260
委託計算費	270,091	272,725
営業雑経費		
通信費	37,754	34,774
印刷費	167,544	163,737
協会費	10,002	8,276
諸会費	3,078	3,179
その他	15,547	16,843
営業雑経費合計	233,927	226,811
営業費用合計	7,124,027	7,023,791
一般管理費		
給料		
役員報酬	2 91,015	2 91,000
給料・手当	1,068,065	1,065,538
賞与	131,482	152,422
給料合計	1,290,562	1,308,961
交際費	15,122	13,397
寄付金	6,228	5,017
旅費交通費	75,297	62,733
租税公課	54,854	35,175
不動産賃借料	193,402	195,056
賞与引当金繰入	112,600	164,600
役員賞与引当金繰入	9,000	24,200
役員退職慰労引当金繰入	26,791	26,583
退職給付費用	127,318	154,016
減価償却費	102,328	78,655

諸経費	379,150	331,667
一般管理費合計	2,392,656	2,400,064
営業利益	380,381	716,362

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	41,437	77,279
有価証券利息	55,679	74,885
受取利息	43,909	16,170
時効成立分配金・償還金	24,672	38,109
雑益	3,178	20,760
営業外収益合計	168,878	227,206
営業外費用		
支払利息	2,538	1,833
時効成立後支払分配金・償還金	29,547	4,940
雑損	1,457	1,979
営業外費用合計	33,543	8,753
経常利益	515,715	934,815
特別利益		
投資有価証券売却益	241,990	3,827
特別利益合計	241,990	3,827
特別損失		
固定資産除却損	3 599	3 335
投資有価証券売却損	3,180	3,060
投資有価証券評価損	7,890	-
過年度減価償却費	-	41,013
本社移転費用	-	24,575
特別損失合計	11,669	68,983
税引前当期純利益	746,036	869,659
法人税、住民税及び事業税	4 22,672	4 472,673
法人税等調整額	222,333	106,678
法人税等合計	245,005	365,994
当期純利益	501,030	503,664

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	4,524,300	4,524,300
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,524,300	4,524,300

資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,761,700	2,761,700
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	360,493	360,493
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	12,118,000	12,118,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,060,933	2,012,604
当期変動額		
剰余金の配当	1,549,359	492,149
当期純利益	501,030	503,664
当期変動額合計	1,048,328	11,514
当期末残高	2,012,604	2,024,119
利益剰余金合計		
前期末残高	15,539,426	14,491,097
当期変動額		
剰余金の配当	1,549,359	492,149
当期純利益	501,030	503,664
当期変動額合計	1,048,328	11,514
当期末残高	14,491,097	14,502,612

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
自己株式		
前期末残高	4,616	4,616
当期変動額		
自己株式の取得	-	1,457
当期変動額合計	-	1,457
当期末残高	4,616	6,074
株主資本合計		
前期末残高	22,820,810	21,772,481
当期変動額		
剰余金の配当	1,549,359	492,149
当期純利益	501,030	503,664
自己株式の取得	-	1,457

当期変動額合計	1,048,328	10,057
当期末残高	21,772,481	21,782,538
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	372,224	500,670
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	872,894	392,928
当期変動額合計	872,894	392,928
当期末残高	500,670	107,742
純資産合計		
前期末残高	23,193,034	21,271,810
当期変動額		
剰余金の配当	1,549,359	492,149
当期純利益	501,030	503,664
自己株式の取得	-	1,457
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	872,894	392,928
当期変動額合計	1,921,223	402,985
当期末残高	21,271,810	21,674,796

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
1．有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)関係会社株式 総平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づ く時価法（評価差額は、全部純 資産直入法により処理し、売却 原価は、総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	(1)満期保有目的の債券 同左 (2)関係会社株式 同左 (3)その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2．固定資産の減価償却 の方法	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 定率法、但し、平成10年4月1日以降 に取得した建物（建物附属設備を除 く）については、定額法。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年 (2)無形固定資産	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 同左 (2)無形固定資産

	定額法。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。	同左
--	---	----

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
2. 固定資産の減価償却の方法	(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 —————	(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。 (会計方針の変更) 従来、リース資産の減価償却の方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用していましたが、平成21年5月7日に親会社合併による親会社の会計処理変更と統一を図るために、当事業年度から定率法に変更しております。 この変更により、前事業年度までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額41,013千円は特別損失として計上しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、リース資産は25,403千円減少し、営業利益及び経常利益は15,609千円増加し、税引前当期純利益は25,403千円減少しております。
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。 (3)役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。	————— (1)賞与引当金 同左 (2)役員賞与引当金 同左

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
3. 引当金の計上基準	(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 —————	(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 （会計方針の変更） 当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。 数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業損益、経常損益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 (6)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。	(4)役員退職慰労引当金 同左 (5)執行役員退職慰労引当金 同左 消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
（棚卸資産の評価に関する会計基準） 当期から平成18年7月5日公表の「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。	—————

（リース取引に関する会計基準） 当期から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 また、リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前年度末における未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、期首に取得したも のとしてリース資産に計上しております。（リース取引に関する会計基準の適用指針第78項）	—————
---	--------------

表示方法の変更

前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
（貸借対照表） 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年 8月 7日 内閣府令第50号）が適用となることに伴い、当期から「貯蔵品」として区分掲記しております。なお、前期の「その他」に含まれる「貯蔵品」は3,736千円であります。	—————

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成21年3月31日）	当事業年度 （平成22年3月31日）																								
1．区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>未払手数料</td><td>445,736千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>3,523千円</td></tr> </table> 2．有形固定資産の減価償却累計額 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>77,409千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>332,202千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>31,652千円</td></tr> </table> 3．無形固定資産の減価償却累計額 <table border="0"> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>131,057千円</td></tr> </table>	未払手数料	445,736千円	未払費用	3,523千円	建物	77,409千円	器具備品	332,202千円	リース資産	31,652千円	ソフトウェア	131,057千円	1．区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>未払手数料</td><td>563,753千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>1,732千円</td></tr> </table> 2．有形固定資産の減価償却累計額 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>78,630千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>333,552千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>89,011千円</td></tr> </table> 3．無形固定資産の減価償却累計額 <table border="0"> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>177,141千円</td></tr> </table>	未払手数料	563,753千円	未払費用	1,732千円	建物	78,630千円	器具備品	333,552千円	リース資産	89,011千円	ソフトウェア	177,141千円
未払手数料	445,736千円																								
未払費用	3,523千円																								
建物	77,409千円																								
器具備品	332,202千円																								
リース資産	31,652千円																								
ソフトウェア	131,057千円																								
未払手数料	563,753千円																								
未払費用	1,732千円																								
建物	78,630千円																								
器具備品	333,552千円																								
リース資産	89,011千円																								
ソフトウェア	177,141千円																								

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）				
1．各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>支払手数料</td><td>4,724,024千円</td></tr> </table>	支払手数料	4,724,024千円	1．各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>支払手数料</td><td>4,620,554千円</td></tr> </table>	支払手数料	4,620,554千円
支払手数料	4,724,024千円				
支払手数料	4,620,554千円				

2. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 599千円 4. 法人税、住民税及び事業税22,672千円のうち法人税は13,082千円、住民税は6,507千円、事業税3,082千円であります。	2. 役員報酬の範囲額 同左 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 335千円 4. 法人税、住民税及び事業税472,673千円のうち法人税は321,505千円、住民税は70,351千円、事業税80,816千円であります。
---	--

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	474	-	-	474

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	474	169	-	643

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式の株式数の増加169株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、 ネットワーク機器他(器具備品)であります。 (2)リース資産の減価償却方法 重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法 (3)リース資産」に記載のとおりであります。	ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 同左 (2)リース資産の減価償却方法 同左

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得および処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的債券、その他有価証券(債券、投資信託)、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、行っておりません。ただし、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的とする場合は、この限りではありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(預金の預入先や債券の発行体の信用リスク)の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク(価格変動リスク及び為替変動リスク)の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速や

かに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,375,054	5,375,054	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	4,945,411	4,975,340	29,928
其他有価証券	10,154,947	10,154,947	-
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	1,335,057	-

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	373,273

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（注）3．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	5,374,756	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	1,400,000	3,500,000	-	-
其他有価証券	2,100,000	1,937,150	53,185	-
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	-	-	-

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（有価証券関係）

前事業年度（平成21年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	301,581	301,950	369
	(2)社債	2,522,607	2,523,810	1,203
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,824,188	2,825,760	1,572
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	2,304,962	2,299,690	5,272
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,304,962	2,299,690	5,272
合計		5,129,150	5,125,450	3,700

２．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	45,457	55,676	10,219
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	535,458	580,788	45,330
	小計	580,915	636,464	55,549
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,674,256	4,774,548	899,708
	小計	5,674,256	4,774,548	899,708
合計		6,255,171	5,411,012	844,158

３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
1,008,498	278,250	37,002

４．時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
１．満期保有目的の債券 コマーシャル・ペーパー	3,995,353
２．その他有価証券	
(1)非上場株式	310,728
(2)ＦＦＦ	500,952
３．関係会社株式	77,100

５．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超５年以内 (千円)	５年超１０年以内 (千円)	１０年超 (千円)
１．債券				
(1)国債・地方債等	301,581	-	-	-

(2)社債	4,827,569	-	-	-
(3)その他	3,995,353	-	-	-
2.その他 投資信託	-	203,060	-	-
合計	9,124,503	203,060	-	-

（注）当期において、有価証券について7,890千円（その他有価証券のうち時価のない株式 7,890千円）減損処理を行っております。

当事業年度（平成22年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	4,945,411	4,975,340	29,928
	(3)その他	-	-	-
	小計	4,945,411	4,975,340	29,928
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		4,945,411	4,975,340	29,928

2. 関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額(千 円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	(1)株式	62,732	45,457	17,275
	(2)債券 国債・地方債等	-	-	-
	社債	2,318,700	2,315,921	2,778
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,366,133	1,137,460	228,672
	小計	3,747,565	3,498,839	248,726
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券 国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,311,300	1,313,244	1,944
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,096,082	5,524,523	428,440
	小計	6,407,382	6,837,767	430,385
合計		10,154,947	10,336,606	181,659

（注）非上場株式（貸借対照表計上額296,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	14,200	2,705	3,060
(2)債券 国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	132,566	10,599	8,149
合計	146,766	13,304	11,209

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）及び当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
(1)退職給付債務（千円）	867,908	863,276
(2)年金資産（千円）	741,559	891,335
(3)未積立退職給付債務(1) + (2)（千円）	126,349	28,058
(4)未認識数理計算上の差異（千円）	563,607	367,470
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）（千円）	124,422	99,674
(6)貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5)（千円）	312,835	295,854
(7)前払年金費用（千円）	485,705	467,715
(8)退職給付引当金(6) - (7)（千円）	172,869	171,861

３．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(1)勤務費用（千円）（注１）	88,007	88,343
(2)利息費用（千円）	17,170	17,358
(3)期待運用収益（減算）（千円）	16,188	14,831
(4)数理計算上の差異の費用処理額（千円）	50,599	75,157
(5)過去勤務債務の費用処理額（千円）	24,747	24,747
(6)小計(1) + (2) - (3) + (4) + (5)（千円）	114,840	141,279
(7)その他（千円）（注２）	12,477	12,736
(8)退職給付費用(6) + (7)（千円）	127,318	154,016

（注）１．執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（前事業年度 27,666千円、当事業年度 24,086千円）については「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

２．「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

４．退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.0%	2.5%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
-----------------------	-----------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 (千円) 賞与引当金損金算入限度超過額 49,479 減価償却費限度超過額 11,010 退職給付引当金損金算入限度超過額 110,182 受益証券発行費否認 9,317 投資有価証券評価損否認 67,362 非上場株式評価損否認 58,264 その他投資評価損否認 6,109 有価証券評価差額 343,488 その他 <u>35,808</u> 繰延税金資産小計 691,022 評価性引当額 <u>145,222</u> 繰延税金資産合計 <u>545,799</u> 繰延税金負債 前払年金費用 197,633 その他 <u>34,316</u> 繰延税金負債合計 <u>231,949</u> 繰延税金資産の純額 <u>313,849</u> (注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。 (千円) 流動資産 - 繰延税金資産 35,449 固定資産 - 長期繰延税金資産 278,400	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 (千円) 賞与引当金損金算入限度超過額 76,822 減価償却費限度超過額 9,711 退職給付引当金損金算入限度超過額 115,876 役員退職慰労引当金否認額 27,245 投資有価証券評価損否認 67,362 非上場株式評価損否認 32,458 未払事業税否認 36,960 有価証券評価差額 73,917 その他 <u>49,290</u> 繰延税金資産小計 489,645 評価性引当額 <u>143,338</u> 繰延税金資産合計 <u>346,307</u> 繰延税金負債 前払年金費用 190,313 その他 <u>5,036</u> 繰延税金負債合計 <u>195,349</u> 繰延税金資産の純額 <u>150,957</u> (注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。 (千円) 流動資産 - 繰延税金資産 138,637 固定資産 - 長期繰延税金資産 12,320
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 (%) 法定実効税率 40.69 (調整) 役員給与永久に損金算入されない項目 1.75 交際費等永久に損金算入されない項目 1.46 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 2.94 住民税均等割等 0.51 税効果未認識差異 8.60 その他 <u>0.02</u> 税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>32.84</u>	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注4）	科目	期末残高（千円）（注4）
親会社	新光証券株式会社（注1）	東京都中央区	125,167,284	金融商品取引業	（被所有） 直接76.54 間接7.04	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	コマーシャルペーパー（注2） 債券等の現先取引（注2）	1,996,897 5,387,067	有価証券 短期貸付金	1,997,673 -

							当社設定の投資 信託受益権の募 集・販売に係る 代行手数料の支 払い（注３）	4,724,024	未払手 数料	445,736
--	--	--	--	--	--	--	--	-----------	-----------	---------

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。
- ２．コマーシャルペーパー、現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- ３．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- ４．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 （千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円） （注３）	科目	期末残高 （千円） （注３）
同一の親会社を持つ会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借（注１）	147,330	長期差入保証金	99,186
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払（注２） ハウジングサービス料支払（注２）	46,584 17,184	その他未払金 その他未払金	4,076 1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- ２．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

新光証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（注）新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注３）	科目	期末残高（千円）（注３）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	（被所有） 直接76.70 間接 7.04	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	債券等の現先取引（注１） 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い（注２）	1,099,573 4,620,554	短期貸付金 未払手数料	- 563,753

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- ２．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注３）	科目	期末残高（千円）（注３）
同一の親会社を持つ会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借（注１）	148,802	長期差入保証金	99,186
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払（注２） ハウジングサービス料支払（注２）	44,184 16,824	その他未払金 その他未払金	3,866 1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- ２．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（注）当社の親会社であった新光証券は、みずほ証券株式会社（旧みずほ証券株式会社）と、平成21年5月7日に合併し、商号をみずほ証券株式会社としております。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
1株当たり純資産額 11,670円00銭 1株当たり当期純利益金額 274円87銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 11,892円19銭 1株当たり当期純利益金額 276円33銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１．1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 （平成21年3月31日）	当事業年度 （平成22年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	21,271,810	21,674,796
普通株式に係る純資産額（千円）	21,271,810	21,674,796
普通株式の発行済株式数（千株）	1,823	1,823
普通株式の自己株式数（千株）	0	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株）	1,822	1,822

（注）２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
損益計算書上の当期純利益（千円）	501,030	503,664
普通株式に係る当期純利益（千円）	501,030	503,664
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式の期中平均株式数（千株）	1,822	1,822

（重要な後発事象）

前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
該当事項はありません	同左

[次へ](#)

２．中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

(単位：千円)

第51期中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	6,437,877
有価証券	3,910,761
貯蔵品	2,544
未収委託者報酬	1,359,722
繰延税金資産	119,644
その他	173,002
流動資産合計	12,003,552
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	27,694
器具・備品（純額）	43,345
リース資産（純額）	7,536
有形固定資産合計	1 78,577
無形固定資産	
ソフトウェア	51,099
その他	91
無形固定資産合計	51,191
投資その他の資産	
投資有価証券	10,319,467
長期繰延税金資産	137,896
前払年金費用	445,234
長期性預金	300,000
その他	154,907
投資その他の資産合計	11,357,506
固定資産合計	11,487,274
資産合計	23,490,826

(単位：千円)

第51期中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
リース債務	13,842
未払金	
未払収益分配金	1,049
未払償還金	53,261
未払手数料	728,493
その他未払金	67,136
未払金合計	849,940

未払法人税等	342,420
未払消費税等	48,621
賞与引当金	175,500
その他	96,508
流動負債合計	1,526,833
固定負債	
長期リース債務	9,856
退職給付引当金	168,308
役員退職慰労引当金	80,458
執行役員退職慰労引当金	112,416
固定負債合計	371,040
負債合計	1,897,874
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	12,118,000
繰越利益剰余金	2,120,438
利益剰余金合計	14,598,932
自己株式	6,074
株主資本合計	21,878,857
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	285,905
評価・換算差額等合計	285,905
純資産合計	21,592,952
負債純資産合計	23,490,826

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第51期中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	6,337,326
運用受託報酬	619
営業収益合計	6,337,946
営業費用及び一般管理費	1 5,601,782
営業利益	736,164
営業外収益	
受取配当金	25,291
有価証券利息	29,179
受取利息	10,746
時効成立分配金・償還金	9,194
その他	4,031
営業外収益合計	78,443

営業外費用	
支払利息	608
時効成立後支払分配金・償還金	1,068
その他	19
営業外費用合計	1,696
経常利益	812,910
特別利益	
投資有価証券売却益	130,625
特別利益合計	130,625
特別損失	
固定資産除却損	6,108
特別損失合計	6,108
税引前中間純利益	937,426
法人税、住民税及び事業税	333,356
法人税等調整額	15,647
法人税等合計	349,003
中間純利益	588,423

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第51期中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	4,524,300
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	2,761,700
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	360,493
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	12,118,000
当中間期変動額	

当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	12,118,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	2,024,119
当中間期変動額	
剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
当中間期変動額合計	96,319
当中間期末残高	2,120,438
利益剰余金合計	
前期末残高	14,502,612
当中間期変動額	
剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
当中間期変動額合計	96,319
当中間期末残高	14,598,932

(単位：千円)

第51期中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)	
自己株式	
前期末残高	6,074
当中間期変動額	
自己株式の取得	-
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	6,074
株主資本合計	
前期末残高	21,782,538
当中間期変動額	
剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
自己株式の取得	-
当中間期変動額合計	96,319
当中間期末残高	21,878,857
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	107,742
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間 期変動額（純額）	178,163
当中間期変動額合計	178,163
当中間期末残高	285,905
純資産合計	
前期末残高	21,674,796

当中間期変動額

剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
自己株式の取得	-
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）	178,163
当中間期変動額合計	81,843
当中間期末残高	21,592,952

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目	第51期中間会計期間
	（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1．資産の評価基準及び評価方法	(1)有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） 関係会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法				
2．固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table data-bbox="762 1108 1043 1189"> <tr> <td>建物</td><td>8～47年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>2～20年</td></tr> </table> (2)無形固定資産 定額法。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。	建物	8～47年	器具備品	2～20年
建物	8～47年				
器具備品	2～20年				

項 目	第51期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
-----	--

3．引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 (3)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (4)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第51期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
--

（資産除去債務に関する会計基準の適用）

当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	第51期中間会計期間末 （平成22年9月30日）
1．有形固定資産の減価償却累計額	480,560千円

（中間損益計算書関係）

項 目	第51期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
1．減価償却実施額	有形固定資産 13,969千円 無形固定資産 22,964千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第51期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2．自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	643	-	-	643

3．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通 株式	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

（リース取引関係）

第51期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引	
(1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。	
(2)リース資産の減価償却方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「2．固定資産の減価償却方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。	

（金融商品関係）

第51期中間会計期間末（平成22年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	6,437,877	6,437,877	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	4,932,057	4,959,590	27,532
その他有価証券	8,971,897	8,971,897	-
(3) 未収委託者報酬	1,359,722	1,359,722	-

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
----	----------------

非上場株式	326,273
-------	---------

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、
「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第51期中間会計期間末（平成22年9月30日）

1．満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借対照表計 上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	4,932,057	4,959,590	27,532
	(3)その他	-	-	-
	小計	4,932,057	4,959,590	27,532
時価が中間貸借対照表計 上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		4,932,057	4,959,590	27,532

2．関係会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3．その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	47,297	45,457	1,840
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,216,760	1,210,011	6,748
	その他	-	-	-
	(3)その他	709,928	659,901	50,027
	小計	1,973,985	1,915,369	58,616
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	503,950	504,057	107
	その他	-	-	-
	(3)その他	6,493,961	7,034,523	540,561
	小計	6,997,911	7,538,580	540,669
合計		8,971,897	9,453,950	482,052

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額249,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第51期中間会計期間末（平成22年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

第51期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第51期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（追加情報）

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（１株当たり情報）

第51期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）	
1株当たり純資産額	11,847円28銭
1株当たり中間純利益金額	322円84銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）１．１株当たり純資産額の算定上の基礎

項 目	第51期中間会計期間末 (平成22年9月30日)
純資産の部の合計額 (千円)	21,592,952
普通株式に係る純資産額 (千円)	21,592,952
普通株式の発行済株式数 (千株)	1,823
普通株式の自己株式数 (千株)	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	1,822

(注) 2 . 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

項 目	第51期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
中間純利益 (千円)	588,423
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る中間純利益 (千円)	588,423
期中平均株式数 (千株)	1,822

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 中央三井アセット信託銀行株式会社（「受託者」）

a．資本金の額

平成23年4月末現在、11,000百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成23年4月末現在）

名称	資本金の額 （単位：百万円）	事業の内容
----	-------------------	-------

エイチ・エス証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
永和証券株式会社	500	同上
株式会社ＳＢＩ証券	47,937	同上
岡安証券株式会社	500	同上
寿証券株式会社	305	同上
新大垣証券株式会社	175	同上
むさし証券株式会社	5,000	同上
大山日ノ丸証券株式会社	215	同上
楽天証券株式会社	7,495	同上
三木証券株式会社	500	同上
三豊証券株式会社	300	同上
野村證券株式会社（注）	10,000	同上
アーク証券株式会社	2,619	同上
岡地証券株式会社	1,500	同上
マネックス証券株式会社	7,425	同上
岩井証券株式会社	3,000	同上
新和証券株式会社	780	同上
リーディング証券株式会社	1,670	同上
木村証券株式会社	500	同上
六和証券株式会社	204	同上
みずほ証券株式会社	125,167	同上
ばんせい証券株式会社	1,558	同上
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	同上
三田証券株式会社	500	同上
西村証券株式会社	500	同上
北田証券株式会社	100	同上
いちよし証券株式会社	14,577	同上
坂本北陸証券株式会社	390	同上
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100	同上
東洋証券株式会社	13,494	同上
三津井証券株式会社	558	同上
藍澤證券株式会社	8,000	同上
静銀ティーエム証券株式会社	3,000	同上
岡三オンライン証券株式会社	7,000	同上
中央三井信託銀行株式会社	399,697	銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社北洋銀行	121,101	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	同上
株式会社関西アーバン銀行	47,039	同上
株式会社東和銀行	38,653	同上
株式会社北日本銀行	7,761	同上
株式会社沖縄海邦銀行	4,537	同上
株式会社京葉銀行	49,759	同上

（注）野村證券株式会社は、募集・販売の取り扱いを行っておりません。

２【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- （１）委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- （２）投資信託財産の計算
- （３）その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

- (1) みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。
 - (2) 委託者は、寿証券株式会社の株式の1.2%を所有しています。
 - (3) 委託者は、新大垣証券株式会社の株式の1.4%を所有しています。
 - (4) 委託者は、三豊証券株式会社の株式の4.5%を所有しています。
 - (5) 委託者は、三津井証券株式会社の株式の5.7%を所有しています。
- (注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

- 名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙などに委託会社の名称、ロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、ファンドの形態などを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
 - ・ 交付目論見書または請求目論見書である旨
 - ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
 - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号
 - ・ 詳細情報の入手方法
 - 委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など
 - 請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・ 目論見書の使用開始日
 - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者の意向を確認する旨

- ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

(2) 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用場合があります。

(3) 目論見書は電子媒体などとして使用される他、インターネットなどに掲載されることがあります。

(4) 本書の記載内容について、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

(5) 目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります。

(6) 請求目論見書にファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成 2 1 年 6 月 2 4 日

新光投信株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代 表 社 員 公認会計士 窪田 健一 印
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 三枝 哲 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までの第 4 9 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成 2 1 年 3 月 3 1 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ） 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

注記事項「追加情報」に記載されているとおり、会社は当事業年度より所有権移転外ファイナンス・リース資産の減価償却方法について定率法による方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ） 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月28日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第51期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年4月26日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている高金利通貨ファンドの平成22年9月9日から平成23年3月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高金利通貨ファンドの平成23年3月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年10月26日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている高金利通貨ファンドの平成22年3月9日から平成22年9月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高金利通貨ファンドの平成22年9月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)